

食品等の提供・譲渡に関する合意書

特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパン（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙から提供される食品及び生活用品（以下「提供食品等」という。）を受領、管理及び譲渡するにあたり、以下のとおり合意する。

1 食品等の提供

乙は、提供する食品等の種類や量、配送方法や納期を甲と協議し合意の上、甲に対しこれを提供するものとする。

2 提供食品等の品質確保

乙は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する食品等を甲に提供するものとする。

3 甲における提供食品等の品質管理

甲は、提供食品等の品質が保持されるよう適切に取扱うとともに、受取先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

4 甲における転売等の禁止

甲は、提供食品等を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

5 甲における提供食品等の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

甲は、提供食品等の取扱いに関する情報を記録し、これを5年間保存するものとする。また、乙が希望する場合、乙に対し、提供食品等の譲渡の結果（譲渡先名称および譲渡数量）について報告をするものとする。

6 責任の所在

- (1) 提供段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品等の品質については、原則、乙が保証する。ただし、甲及び乙の両者が協議の上、別途書面（電子メールその他インターネットを利用したコミュニケーションによる場合（ただし、音声通信を除く。）を含む。）にて合意した場合にはその限りでない。提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、甲の責任において管理する。
- (2) 食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは乙の責任、提供後の原因によるものは甲又は提供食品等の受取先の責任とする。

7 提供食品等にかかわる事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品等に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

8 提供食品等の受取先の範囲

甲は、高齢者、失業者、貧困生活者、ホームレス、ひとり親家庭、DV被害者、難民、児童、被災者その他生活の困窮等により支援を必要とする人々の援助を目的として、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を行う団体に対して、又は直接生活支援を必要とする個人に対して食品等を譲渡するものとする。

9 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。
期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲)

住 所 東京都台東区浅草橋四丁目5番1号水田ビル1F
名 称 特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパン
CEO 横手 仁美 ⑩

(乙)

住 所
名 称
代表者名 ⑩